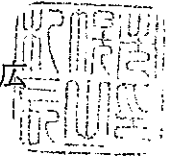


産業廃棄物処分量許可証

住所 札幌市中央区南4条東5丁目1番地9
 名称 リサイクルファクトリー 株式会社
 代表取締役 本村 信人

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証します。

札幌市長 秋元 克広



許可の年月日 平成30年11月 6日
 許可の有効年月日 令和 5年11月 5日

1 事業の範囲（一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

(1) 産業廃棄物の種類（石綿含有産業廃棄物は含まない。）

ア 木くず（抜根、伐木に限る。）

(2) 事業の区分

ア 中間処理

(ア) 上記(1)アの破碎

2 事業の用に供する施設

種類	設置場所	施設保管場所	処理能力	設置年月日	許可年月日	許可番号
上記 1(1)	札幌市内 一円	北海道千歳市中央 690番地38	154.4 t/d	平成17年 3月14日	平成17年 3月10日	札幌事産施許可 第05-01号
上記 1(1)	札幌市内 一円	北海道千歳市中央 690番地1、298番地1	148 t/d	平成28年 4月19日	平成28年 3月7日	札幌事産施許可 第15-01号

※ 当該施設については、平成25年10月9日付けで北海道ケミカル株式会社からリサイクルファクトリー株式会社に吸収分割することを認可している。

3 許可の条件

- 事業を開始する1週間前までに、札幌市長に事業開始報告書を提出すること。
- 当該事業が終了した場合は、速やかに札幌市長に事業終了報告書を提出すること。
- 破碎後のチップは、現場に堆積せずに速やかに再利用先に搬入すること。

4 許可の更新又は変更の状況

平成25年11月 6日 新規許可
 平成30年11月 6日 更新許可

5 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無 有